

平成26年度環境影響調査結果報告書にかかる意見について

平成27年7月、猪名川上流広域ごみ処理施設組合から、本委員会に対し、「平成26年度環境影響調査結果報告書」が提出されました。

これは、組合が「猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例」に基づき、平成26年度に実施した環境影響調査の結果を「調査結果報告書」としてとりまとめたものです。

ごみ処理施設につきましては、その稼働によりまして、周辺住民の方々の健康や生活環境へ何らかの影響があるのではないかという不安、あるいは、地球環境という視点からの影響など、広範囲に高い関心があります。

そのため、「調査結果報告書」は、同条例の規定により、15日間公衆の縦覧に供することになっております。

本委員会の委員は、学識経験者、周辺の住民、並びに、関係行政機関の職員から構成されており、それぞれの立場での意見をお持ちであることから、個々の委員の意見をそのまま公表することにより、各々の思いや考え方を住民の皆さんに広く知っていただき、猪名川上流広域ごみ処理施設を巡る環境保全の状況につきまして、ご理解を深めていただくことに繋がればと考えています。

平成26年9月30日

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

委員長 吉田篤正

2015年7月14日

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会
委員長 吉田 篤正 様

能勢町住民委員 藤岡 民江

意見書
<平成26年度環境影響調査 調査結果報告書>

表 4.1.4.4 (p69) 注1の記述について

<関連項目の資料の確認>

- * 表4.1.4.4 ダイオキシン類の排出・移動量
- * 注1：使用済活性炭は、焼却施設のメンテナンスに伴い搬出する物質で、当該物質のダイオキシン類測定結果はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第28条第3項の報告対象外である。
- * 「ダイオキシン特措法第28条」は「設置者による測定」の4項目

第2項 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項（筆者注：排出ガス、排出水のダイオキシン類）の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

第3項 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前2項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

これまでに保全委員会で意見を述べ、年度ごとの「報告書」に対する「意見書」に記述していますように、注1の「メンテナンスに伴い搬出する物質」および「第28条第3項の報告対象外」との記述には、異議があります。

国崎CCでは、集じん機のバグフィルターで捕捉される「ばいじん」は、ふるい落とされ溶融されています。ですから、交換される使用済みバグフィルターは「メン

テナンスに伴い搬出する物質」です。

しかし、活性炭吸着塔の使用済み活性炭カートリッジは、活性炭に吸着したダイオキシン類や水銀などを抱え込んだまま、場外（産廃業者）に搬出されます。

バグフィルターとは、役割が異なります。

使用済み活性炭カートリッジを、バグフィルター同様に扱い「メンテナンスに伴い搬出する物質」だから「報告対象外」というこの説明には、納得できません。

また読み手は、どこに報告するのか、なぜ報告しなくてもよいのか、という疑問を持ちます。この視点に立てば、測定の必要はない、ということにつながります。

活性炭吸着塔の使用済み活性炭カートリッジのダイオキシン類測定は、国崎CCの焼却処理・排ガス処理のさまざまな機器が、きちんと機能しているかどうかをチェックすべき、という保全委員の強い要望があり、H24年度から実施されています。

それは、焼却施設のダイオキシン類除去を、最終的に活性炭吸着塔に任せることではなく、焼却処理の際にできるだけダイオキシン類を発生させないように運転管理することを心がけてほしい、との願いからです。

この間、環境省や経済産業省への問い合わせで分かったことは、「ダイオキシン特別措置法」に「活性炭吸着塔」という排ガス処理機器が記されておらず、法解釈では「集じん機」には当たらないので移動量としての届出は不要となる、ということです。ただし、集じん機によって集められたばいじんおよび焼却灰等に含まれるダイオキシン類の処理を中間処理業者に委託した場合については、移動量を届出いただく必要がある、との回答でした。

国崎CCに設置された「活性炭吸着塔」は、国内でも稀な排ガス処理装置です。

捕捉 <PRTR制度の届出について>

保全委員会での意見をくみとり、国崎CCは「使用済み活性炭カートリッジ」のダイオキシン類測定値を「移動量」として記載、届出をしています。

- * PRTR制度は、化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づいています。
- * この法律で届出の対象となる事業者は、自らの事業所から大気や公共用水域などに排出されたり、産業廃棄物などとして移動した化学物質の量を、都道府県を経由して毎年国に届け出ることが義務付けられています。
- * 「一般廃棄物処理施設」も対象事業者であり、政令指定の化学物質にはダイオキシン類も含まれています。